



宮崎大学

University of Miyazaki

～世界を視野に、地域から始めよう～

報道発表

令和7年5月22日

各報道機関 御中

国立大学法人宮崎大学長
鮫島 浩

宮崎大学職員の懲戒処分の公表について

日頃より本学の教育・研究・社会貢献活動についてご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
この度、本学職員に対し懲戒処分を行いましたので、国立大学法人宮崎大学職員懲戒等規程に基づき、別紙のとおり公表します。

①問い合わせ先

宮崎大学企画総務部人事課長 守矢 浩
宮崎大学企画総務部人事課次長 日高 知子
TEL : 0985 - 58 - 2855
0985 - 58 - 7989

②発信元

宮崎大学企画総務部総務広報課
TEL : 0985 - 58 - 7114 FAX : 0985 - 58 - 2886

宮崎大学職員の懲戒処分の公表について

令和7年5月22日

本学職員に対し懲戒処分を行いましたので、国立大学法人宮崎大学職員懲戒等規程に基づき、下記のとおり公表します。

1. 被処分職員の所属等
医学部教員（男性、50歳代）
2. 処分年月日
令和7年5月22日
3. 処分内容
停職2週間
4. 処分に係る事案の概要
令和5年10月に、職員から、ハラスメントの申立てがハラスメント相談員を通じてハラスメント等防止・対策委員会に対して行われ、調査の結果、パワーハラスメントにあたることと認定した
被処分職員の行為は、国立大学法人宮崎大学職員就業規則第34条第1項（ハラスメントの防止等）に違反するハラスメント行為であり、国立大学法人宮崎大学職員就業規則第42条第1項第5号に該当することから、国立大学法人宮崎大学職員懲戒等規程に基づき懲戒処分を行った。
5. 学内での対応等
令和5年10月 上旬 職員からの申出
令和5年10月 中旬 ハラスメント等防止・対策委員会に調査委員会設置
令和5年11月
～令和7年2月 調査委員会にて調査等を実施
令和7年 4月 上旬 ハラスメント等防止・対策委員会委員長が学長へ報告
令和7年 4月 下旬 教育研究評議会及び役員会での審査
当該職員へ審査事由説明書交付
令和7年 5月22日 教育研究評議会及び役員会において処分決定
6. この決定に対する学長のコメントは以下のとおりです。
この度、本学職員によるパワーハラスメント行為が発覚し、多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを、心よりお詫び申し上げます。
当該職員の行為は、本学の倫理規定に反するものであり、厳正な処分を行いました。
宮崎大学では、ハラスメント等防止に関しまして「ハラスメント等の防止・対策に関する指針」及び関係規程を定め、毎年度研修を実施するなど啓発活動を行ってきたところですが、今回の事態を真摯に重く受け止め、今後、このような事態が再び発生しないよう、全学をあげてハラスメント防止のための取り組みを一層推進してまいります。

※本件に関する行為の詳細や被害者に関する情報については、被害者のプライバシーを侵害する等、被害者に対して二次被害を与えるおそれがあることなどから、公表を差し控えます。